

# 大阪府立貝塚高等学校 部活動に係る活動方針

令和6年4月

## 1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力等を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

## 2. 運営について

- (1) 各部ごとに年間及び月ごとの計画を作成して活動を行う。また、この計画は各部の方法で部員及びその保護者とも共有し活動への理解と協力を求める。
- (2) 部活動の顧問（以下、部顧問という。）は本校の教職員が複数で担当する。その際、役割を分担するなどして過度の負担が生じないように努める。

## 3. 部活動における休養日（以下、休養日という。）及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上を設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。対外試合等でその設定が困難な場合であっても、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上を設定する。
- (3) 土曜日及び日曜日や連休中における休養日は原則として月当たり2日以上となるようにする。
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的な活動を行う。なお、種目等による違いは考慮する。
- (5) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動が必要な場合は、部顧問及び指導者（以下、部顧問等という。）は生徒の健康に十分配慮して、休憩時間等を適切に設定し、無理のないように活動させるとともに、生徒が学校生活に支障をきたすことがないように、その後に休養日を設けるの配慮をする。
- (6) 平日に設定された休養日において、技量及び体力維持のための短時間の自己練習やミーティングを行うことができる。

## 4. 部顧問等による指導について

- (1) 部活動の指導に当たっては、いかなる場合も体罰を行ってはならない。  
また、威圧的な言動等による指導では生徒の自発性は育たない。このことを忘れずに指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すように努めること。

## 5. その他

- (1) 部顧問等は事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施し、生徒には安全に対する意識づけをする。
- (2) 部顧問等は無理のない安全な活動メニューの作成を心掛け、生徒が自主的に活動を行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、生徒、部顧問等ともに過度な負担とならないように注意する。